

積算基準〔1一般土木〕第IV編 道路（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現行	改定（平成29年 3月 1日以降適用）
第IV編 道路 第7章 橋梁工 ①鋼橋 製作工 IV-7-①-14	3-2 製作工労務単価 工場製作における工数単価（直接労務費）は26,400円とする。	3-2 製作工労務単価 工場製作における工数単価（直接労務費）は新潟市土木工事等設計単価表の製作工（橋梁）による。



一部改定